

令和6年第7回（12月）上越市議会定例会

## 農政建設常任委員会資料【所管事務調査】

上越市道路整備計画（令和7年度～令和11年度）について	・・・・・・・・	1～2
上越市消融雪施設整備計画（令和7年度～令和11年度）について	・・・・・・・・	3～4
上越市道路整備計画【令和7年度→令和11年度】	・・・・・・・・	別冊1
上越市消融雪施設整備計画【令和7年度→令和11年度】	・・・・・・・・	別冊2

所管委員会	農政建設常任委員会
提出課	道路課

## 上越市道路整備計画（令和7年度～令和11年度）について

### 1 計画策定の背景と目的

当市では、令和5年度から第7次総合計画をまちづくりの羅針盤とした市政運営を進めている。また、この下支えとなる第7次行政改革推進計画や第3次財政計画を策定し、持続可能な行政運営を目指している。

道路は、最も身近な社会資本として極めて重要な役割を担っている。これまでの道路整備は、高度成長時代の中で量的な整備を進めてきたが、人口減少・少子高齢化時代に突入し、社会情勢の変化や市民が求める価値観の多様化により、真に必要なかつ利用者の満足度を高める道路が求められており、特に、急速に進む道路施設の老朽化への対策と全国で多発している小さな子供が犠牲になる痛ましい交通事故への対策は急務である。

このような中、当市では限られた予算を有効に活用し、その効果を最大限発揮するため、今後整備すべき市道の位置付けを明確化するとともに、各路線の整備にあたり評価を行い、さらに優先度を定めることにより、必要な道路整備の透明性と効率性、そして利便性、安全性の向上を図ることを目的とした「上越市道路整備計画」を平成23年10月に策定し、これに基づいて道路整備を進めてきた。

令和元年に策定した現在の第3期整備計画は、最終年度が令和6年度となっていることから、このたび、令和7年度以降の整備予定路線を定めるため、第4期整備計画を策定するものである。

### 2 対象区域

上越市全域

### 3 対象路線

道路課が所管する「市道」及び政策的に整備を進める「都市計画道路」等

### 4 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年

### 5 計画策定の視点

- ① 老朽化した道路機能の更新
- ② 道路整備評価基準の「明確化」と整備費の「平準化」
- ③ 地域に合った整備と規模の適正化

### 6 道路整備の基本方針

- ① 「つくる」から「まもる」へ ～新たな道路整備から既存道路の維持への転換～
- ② 安全・安心に生活するための「交通安全」と「防災機能」の向上
- ③ 市民生活に必要な都市機能の向上

## 7 道路整備路線

「道路整備優先基準」並びに「道路整備評価基準」に基づき、本計画に登載する路線を選定した。

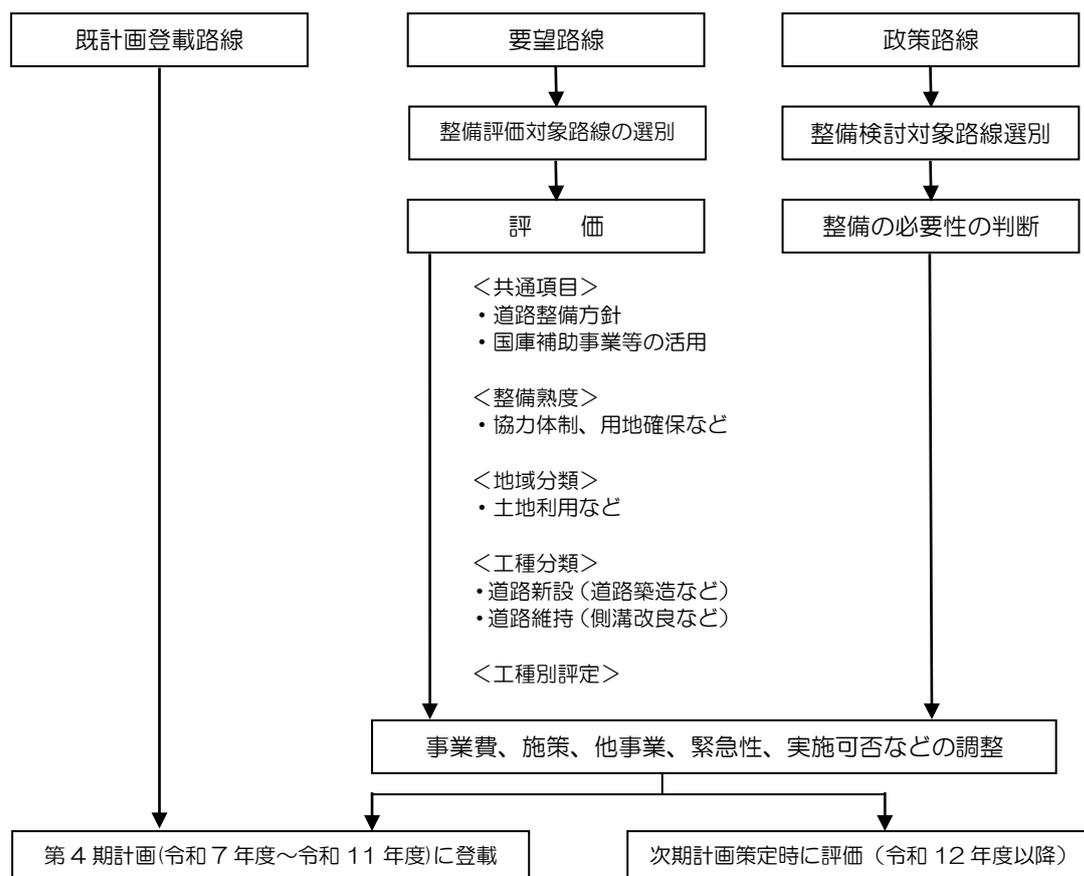


図1 整備優先路線選定フロー

### 第4期道路整備計画の登載路線

- ① 令和7年度以降も引き続き整備する路線 …… 15路線
- ② 令和7年度から令和11年度までに整備に着手する路線 …… 109路線

なお、今後の財政状況や社会情勢の変化などにより、緊急を要する整備や施策上必要となる路線の追加や変更が生じる場合があるため、計画の進捗を管理しながら、必要により見直しを行う。

## 8 今後の予定

- |           |              |
|-----------|--------------|
| 令和7年2月～3月 | 全町内会長へ計画書を配布 |
| 令和7年4月～   | 本計画の施行       |

所管委員会	農政建設常任委員会
提出課	道路課雪対策室

## 上越市消融雪施設整備計画（令和 7 年度～令和 11 年度）について

### 1 計画策定の背景と目的

当市では、令和 5 年度から第 7 次総合計画をまちづくりの羅針盤とした市政運営を進めている。

また、この下支えとなる第 7 次行政改革推進計画や第 3 次財政計画を策定し、持続可能な行政運営を目指している。

「上越市消融雪施設整備計画」は、これら上位計画と整合を図りながら、老朽化や機能低下が進む消融雪施設の整備の優先順位を定め、計画的な施設更新を行う目的で平成 23 年 10 月に策定した。

現在は、令和 2 年度に策定した第 3 期整備計画に基づき整備を進めており、最終年度が令和 6 年度となっていることから、令和 7 年度以降の整備優先施設を定めた第 4 期整備計画を策定するものである。

### 2 対象区域

上越市全域

### 3 対象施設

道路課雪対策室が所管する「消融雪施設」及び「水源が確保できる新規要望施設」

### 4 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年

### 5 消融雪施設の現状と課題

当市の冬期間における道路交通確保対策については、除雪車による機械除雪が中心である。

消融雪施設は現在約 91km 設置され、市道延長に対して約 3%の割合に留まるが、消雪パイプを始めとする消融雪施設は、豪雪地帯である当市において冬期間の安定した道路交通の確保に重要なインフラであり、雪の処理に困る家屋が連担する道路で一定の交通量のある路線においては、特に高い効果を発揮する。

消雪パイプは、現在のような機械除雪の体制が整う以前の昭和 50 年代頃から、豪雪地帯の克雪対策として広く普及してきたが、設置から長い時間が経過し老朽化による施設の機能低下が著しく、約半数の施設が更新目安以上となる設置後 20 年以上経過していることから、計画的な更新が求められている。

また、市内の大部分が県条例による揚水規制区域に指定されており、新たな消雪パイプ用の井戸を新設することが困難な状況にある。

## 6 消融雪施設整備の整備方針

- ①優先すべき施設の明確化
- ②施設の長寿命化
- ③加温式消雪パイプの整備

## 7 消融雪施設整備施設

「既存施設・新規施設評価基準」に基づき、本計画に搭載する施設を選定した。

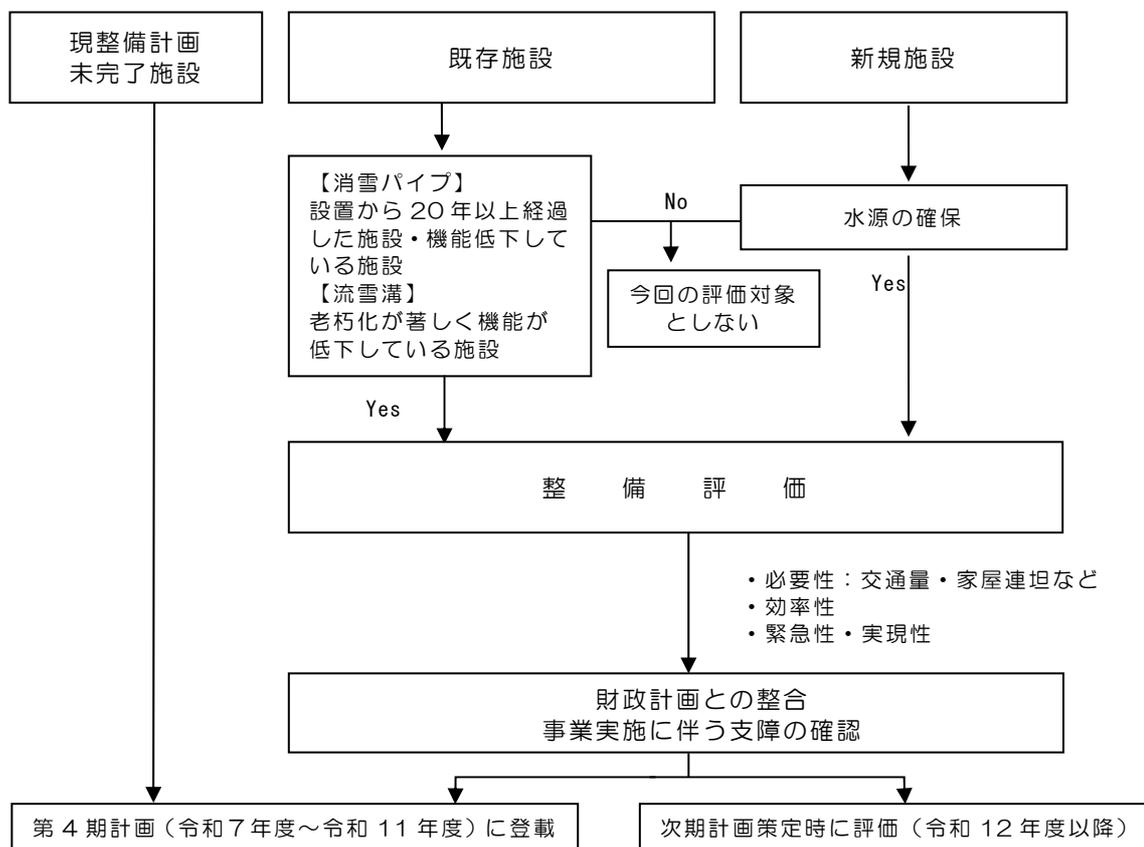


図1 消融雪施設整備優先フロー

### 第4期消融雪施設整備計画の搭載施設

- ① 令和7年度以降も引き続き整備する施設 …… 3施設
- ② 令和7年度から令和11年度までに整備に着手する施設 …… 7施設

なお、今後の財政状況や社会情勢の変動等により、追加や変更が生じてくる  
ことがある。

特に消雪パイプにおいては、老朽度合いが進行している施設が多く急に水が  
出なくなる事象があることから、施設の状況を調査し早急に対応が必要と判断  
された場合には、適宜見直しを行う。

## 8 今後の予定

令和7年2月～3月 関係町内会長へ計画書を配布  
令和7年4月～ 本計画の施行